

障害者の福祉

担当:障害福祉課 ☎870-9630 FAX873-3838

●身体障害者手帳

事故や病気などで身体に障害のある人を対象に身体障害者手帳(1級~6級)の申請を受け付けています(大阪府交付)。

【該当する障害】

視覚、聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能に障害のある人

●療育手帳

知的障害がある人を対象に療育手帳(A・B1・B2)の申請を受け付けています(大阪府交付)。

●精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活上の制約のある人を対象に精神障害者保健福祉手帳(1・2・3級)の申請を受け付けています(大阪府交付)。

手当(平成21年度)

手当名	金額	対象者など
特別障害者手当	月額 26,440円 (平成21年度)	身体または精神に著しく重度で継続する障害があるため、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の人。施設入所者と長期入院者を除く。所得制限有り
障害児福祉手当	月額 14,380円 (平成21年度)	身体または精神に重度で継続する障害があるため、日常生活において常時の介護を要する在宅の20歳未満の人。所得制限有り
在日外国人 心身障害者 給付金	月額 20,000円	昭和57年1月1日前に20歳に達しており、かつ同日前に重度心身障害者であった在日外国人で、障害基礎年金などを受給することができない人。所得制限有り

●自立支援医療

(更生医療) 18歳以上の身体障害者手帳の所持者対象

更生医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障害を軽減し、日常生活を容易にするための医療費の支給が受けられます。ただし、自己負担があり、原則として医療費の1割です。また、所得に応じて負担の上限額が定められます(所得制限有り)。

(育成医療) 18歳未満の児童

育成医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障害を

軽減し、日常生活を容易にするための医療費の支給が受けられます。ただし、自己負担があり、原則として医療費の1割です。また、所得に応じて負担の上限額が定められます。(所得制限有り)。※詳細については四條畷保健所までお問い合わせください。

●自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患の治療のための通院医療費を軽減します。自己負担額は原則1割となります。また、所得に応じて負担の上限額が定められています(所得制限有り)。

●補装具

身体上の障害を補うための用具が必要と認められる人を対象に次の用具が交付されます(介護保険法適用者は、介護保険制度が優先する用具もあります)。自己負担額は原則1割となります(所得制限有り)。

義肢・装具・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえなど(肢体障害者用)

盲人安全つえ・義眼・眼鏡(視覚障害者用)

補聴器(聴覚障害者用)

●日常生活用具

在宅の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)に対して福祉用具の給付などを行います(介護保険適用者は、介護保険制度が優先する用具もあります)。自己負担額は原則1割となります(用具の種目に応じて対象制限があります)。

●障害者自立支援法

個々の障害のある人の状況に応じて個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村が地域の実情に応じて実施する「地域生活支援事業」があります。対象者、サービス内容、利用者負担額など、詳細についてはご相談ください。

種類	内容
自立支援給付	ホームヘルプ、生活介護、就労支援、短期入所、児童デイ、ケアホーム・グループホーム、施設入所などのサービスがあります。
地域生活支援事業	相談支援、移動支援、訪問入浴、日中一時支援、コミュニケーション支援(手話通訳・要約筆記者派遣)、日常生活用具給付などのサービスがあります。

●その他

種類	内容
重度障害者(児)福祉タクシー	重度の障害者(児)の社会参加などを支援するためタクシーの初乗り料金を助成します(所得制限有り)。
障害者(児)訪問理容サービス	在宅で障害を理由に理容店に向くことが困難な重度障害者(児)に対して訪問理容サービスを実施します。

療育通園施設

担当:療育センター ☎871-0948

児童福祉法に基づき、運動発達に遅れのある子どもや、発達のつまづき、言葉の遅れなどを持つ就学前の子どもたちのための通園施設です。

センターの生活には自由遊び、設定遊び、個別指導、機能訓練などがあり、それぞれの活動に子どもが主体的に取り組むことで、発達を促し援助します。また、その保護者に療育指導を行います。

入園相談については直接療育センターにお問い合わせください。

【内容】

幼児教室「たんぼぼ園」と、肢体不自由児教室「すみれ園」があります。

担当:児童デイサービスセンター ☎871-2323

就学前の子どもで、発達上なんらかのつまづきや、遅れのある子どもたちが基本的な生活能力を身に身に付けられるように、親子通園の方法で療育を行います。

【内容】

幼児教室「バンビ教室」があります。

親と子の福祉

担当:子ども支援課 ☎870-9655

●児童手当

小学校修了前(12歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している人に児童手当が支給されます(所得制限有り)。

【支給額】

区分	金額
3歳未満の児童	月額10,000円
3歳以上の児童第1子・第2子	月額5,000円
第3子以降	月額10,000円

●児童扶養手当

母子家庭などにおける18歳到達後、最初の3月31日までの児童を監護している母または、母に代わって児童を養育している人に支給されます(所得制限有り)。

公的年金などを受給している場合は支給されません。

【必要なもの】

印鑑、戸籍謄本、養育費に関する申告書など

●特別児童扶養手当

20歳未満で、心身に障害のある児童を監護している父か母、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます(所得制限有り)。

【支給額】

区分	金額
障害の程度 1級	1人に付き月額50,750円
障害の程度 2級	1人に付き月額33,800円

・児童が児童福祉施設に入所している場合や、児童が障害を支給事由とする公的年金を受けている場合は支給されません

【必要なもの】

診断書(子ども支援課に用紙があります)、戸籍謄本、住民票、印鑑など

●母子自立支援員

母子家庭などを対象に、その自立に必要な生活一般・就業などの相談指導、貸し付けや自立支援制度に関する相談支援を行います。

●母子家庭自立支援制度

母子家庭の母の自立・就労支援として、資格取得の費用や修業訓練中の生活費の一部を援助します。母子自立支援員に事前相談が必要です。

※母子家庭自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母が、自立就労に向け主体的な職業能力の開発を支援するため、事前相談を通じ、指定した講座の受講修了後、給付金を支給する事業です。

※母子家庭高等技能訓練促進費支給事業

母子家庭の母が、就業に結び付きやすい看護師などの資格を取得するための修業期間中、生活負担の軽減を図り、資格取得を容易にするため、一定期間について訓練促進費を支給します。

●府母子・寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭、寡婦の皆さんが、新しく仕事を始めたり、子どもの高校・大学への進学などに利用していただくための貸付制度です。

【資金の種類】

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、修業資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、医療介護資金、技能習得資金、就職支度資金、就学支度資金、結婚資金

【相談】

毎週月・火・水・金曜日の午前9時30分～午後4時30分（電話にて事前予約要）

【相談窓口】

子ども支援課母子自立支援員 ☎870-9655

●助産施設

妊産婦が保健上必要にもかかわらず、経済的理由で入院助産を受けることができないとき、助産施設に入所の手続きを取ることができます（所得制限有り）。

●母子生活支援施設

母子家庭または、これに準ずる家庭で、配偶者の暴力からの回避などで住む所がない母子が、自立できるまで生活していく母子生活支援施設に入所する手続きを取ることができます。

●放課後児童クラブ

昼間、保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、放課後児童クラブを設置し、児童の健全育成および福祉の向上を図ります。

【申込書の配布】

次の各児童クラブおよび子ども支援課で配布、市ホームページでもダウンロードできます。

▼子ども支援課で受け付けます

放課後児童クラブ名	電話番号
四条北小放課後児童クラブ(四条北小学校内)	☎877-3903
泉小放課後児童クラブ(泉小学校内)	☎870-8452
四条南小放課後児童クラブ(四条南小学校内)	☎879-0822
氷野小放課後児童クラブ(氷野小学校内)	☎806-2211
灰塚小放課後児童クラブ(灰塚小学校隣接地)	☎875-6588
南郷小放課後児童クラブ(南郷小学校内)	☎871-0464
住道北小放課後児童クラブ(住道北小学校内)	☎872-9288
住道南小放課後児童クラブ(住道南小学校内)	☎871-7201
四条小放課後児童クラブ(四条小学校内)	☎876-5086
深野小放課後児童クラブ(深野小学校内)	☎871-8411
北条小放課後児童クラブ(北条小学校内)	☎877-0301
北条西小放課後児童クラブ(北条西小学校内)	☎878-1286
三箇小放課後児童クラブ(三箇小学校内)	☎875-0878

●家庭児童相談

子どもの育て方や、親子関係などいろいろな相談を専門の相談員がお聞きし、保護者や子どもと一緒に良い方法を見つけ出します。

【こんなときにご相談ください】

・しつけがうまくいかない・幼稚園や学校に行きたがらない・言葉が遅い・イライラして子どもをたたいてしまう…など子育ての悩みがあるとき
相談は来所か電話で

【受付時間】 午前9時～午後5時30分

【相談日】 月～金曜日（土・日曜日、祝日、12月30日～1月4日を除く）

【相談窓口】

担当：子ども支援課 ☎870-9681

●児童虐待の通告および相談

しつけのつもりで行っていることも、子どもが心や体にダメージを受けていればそれは虐待です。虐待かもしれないと思ったら、一人で抱え込まずに、通告してください。

「もしかして虐待？」と思ったら、まずお電話を。

【通告先】

子ども支援課 ☎870-9681
大阪府中央子ども家庭センター ☎828-0190(通告専用)

【夜間・休日・緊急時】

大阪府子ども家庭センター ☎072-295-8737(通告専用)
大阪府警チャイルドレスキュー110番 ☎06-6943-7076

●保育所

担当：保育課 ☎870-0474

保育所は、保護者が居宅内外で労働しているなど、家庭において保育することができない就学前の子どもたちを、保護者の委託を受けて保育することを目的とする施設です。

【保育所数】

公立 3園
私立 19園

【一時預かり事業実施施設】

大東つくし保育園 ☎873-9817
上三箇保育園 ☎872-4296
津の辺保育園 ☎876-8327
保護者の一時的な就労・傷病・災害・事故・看護・介護・冠婚葬祭・育児疲れなどの理由で、緊急一時的に家庭での保育が困難となる子どもを一時的に保育します。

●病児病後児保育事業

彩貴病児保育室 ☎877-6700
医師・看護師・保育士が連携して病児・病児回復期の子どもを看護・保育する事業です。

●大東市ファミリー・サポート・センター

☎870-8993
子育てを社会全体で支えていくまちを目指し、子育てアドバイザーの調整のもと、子育て経験のある市民が子どもを一時的に預かります。
住所：赤井1-2-10 ポップタウン本館4階

●つどいの広場

主に乳幼児（0～3歳）をもつ親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合ったり交流を図ります。また、子育て中の相談も行える施設です。
ほけっと ☎874-8038(住所：中垣内二丁目11-12)

【利用時間】 月～金曜日、第4土曜日 午前10時～午後3時

【休館日】 第1～3土曜日、日曜日、祝日、8月中旬、年末年始
きしゃぼっぱ ☎875-8855(住所：灰塚五丁目13-6)

【利用時間】 月～金曜日、第3土曜日 午前10時～午後3時

【休館日】 第1・2・4土曜日、日曜日、祝日、8月中旬、年末年始
みどり ☎807-5466(住所：北条一丁目22-20)

【利用時間】 月～金曜日、第2・4土曜日(わかば保育園での行事を含む) 午前10時～午後3時

【休館日】 第1・3土曜日、日曜日、祝日、3月31日、8月中旬、年末年始

●子育て支援センター

妊婦や就学前の子どもを持つ家庭の子育てを支援する施設です。
南郷子育て支援センター ☎872-0013
四条子育て支援センター ☎876-7510
キッズプラザ ☎874-8800

高齢者の福祉

担当:健康いきがい課 ☎875-2661

●高齢者の保健サービス

【訪問指導(家庭訪問)】

・保健師、看護師、理学療法士、作業療法士などによる訪問指導

身体が虚弱であったり、健康診査などの結果、指導が必要と思われる人などに対して訪問を行い、介護のこと、病気のことなどの相談に応じます。

養護老人ホームの入所

65歳以上の人で、環境上の問題があり、かつ、経済的に困っている人で、自宅において生活することが困難な人が入居できる施設です(費用負担有り)。

●ふれあいデイハウス事業

65歳以上の在宅高齢者で、自立した生活ができる人に対し、民間非営利団体が集会所や民家など既存の施設で体操や創作活動など心身の健康増進を図るサービスを提供します。また、元気でまっせ体操や健口体操など、介護予防活動の場となっています(費用負担有り)。

●その他のサービス

老人日常生活用具給付

65歳以上の寝たきりや一人暮らしの市民税が非課税の高齢者に対し、日常生活用具を給付します(費用負担有り)。

・電磁調理器・火災報知器

●老人福祉電話貸与

一人暮らしの高齢者に市名義の福祉電話を貸与します。毎月の基本料金と1,000円(税込み)までの通話料を助成します(市民税が非課税の人に限り)。

●緊急通報装置などの助成

一人暮らしで65歳以上の虚弱老人・18歳以上の一人暮らし重度身体障害者の自宅の電話機に設置します。緊急のときボタンを押すことにより、緊急通報センターに通報し、速やかに救急体制が取られ不測の事態に備えます(所得に応じて費用負担有り)。

●大東市100歳祝金の支給

毎年9月1日現在で、本市に引き続き1年以上居住する満100歳の人に20,000円が支給されます

●在日外国人高齢者給付金

昭和57年以前の旧国民年金制度では、外国人加入が認められなかったため、老齢年金などを受けることができない在日外国人(大正15年4月1日以前に生まれた人で、昭和57年1月1日から引き続き外国人登録をしている人)に対して、月額10,000円を支給します(所得により制限有り)。

●金婚式へのご招待

結婚50年を迎える夫婦を対象に、9月の老人福祉大会での式典にご招待します。

●在宅給食サービス

65歳以上の人で食事作りが困難であり、低栄養の状態またはその恐れがある人および見守りが必要な人に対して自宅まで昼食を届け、必要に応じて配膳をします(費用負担有り)。

●福祉有償運送サービス

介護認定を受けている人や、身体障害者手帳の交付を受けている人、またはけがなどで一人では公共交通機関を利用できない人を対象に、通常のタクシー代の半額程度で福祉車両による運送サービスが受けられます。日常生活の移動にも利用できます。

●介護用品支給事業

介護保険の要介護認定で、要介護3～5に認定された在宅の高齢者を介護している家族に対して、本人および介護者が属する世帯員全員の市民税が非課税であれば、紙おむつなど(毎月5,000円分が限度)を市が指定した地域の薬局から配達します。

●家族介護者元気回復事業

要支援または要介護認定を受けた高齢者を、在宅で介護している家族が介護の場から離れ、日帰り旅行・観劇などで心身をリフレッシュすると共に、介護者同士の交流を図ります(費用負担有り)。

●訪問理容サービス事業

介護保険の要介護認定で、要介護3～5に認定された65歳以上の高齢者で、自力で理容店を利用することが困難な人に対し、市が依頼した理容店が訪問し、理髪を行います(理容に掛かる費用は実費)。

●迷い人キャッチメールシステム

認知症などのために迷い人となった人を地域ぐるみで早期に発見・保護するためのシステムです。迷い人となった人の情報を、登録いただいた個人の携帯電話アドレスにメールで配信して早期発見につなげます。配信を依頼される場合は事前に登録が必要です。また、情報受信を希望される人はdaito1035@kk.88island.jpに空メールを送り、返送されたメールに添付されたURLにアクセスして登録を行ってください(登録申し込みは無料ですが、登録・メール受信にかかる費用はご負担いただけます)。

